

I. はじめに

2023年11月に成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」により、コスト削減や開示の効率化の観点から、1Q・3Qの四半期報告書が四半期決算短信に一本化されることになりました。当該改正は2024年4月1日から施行されるため、間もなく決算日を迎える3月決算会社の1Qと9月決算会社の3Qから新制度が適用されます。また、12月決算会社の2Q（中間）についても、企業会計審議会（ASBJ）が今年3月に公表した「中間財務諸表に関する会計基準」が適用されるようになるなど、新たな対応が必要となります。

四半期制度の改正概要については、Vol.95「四半期開示の見直しと財務報告の枠組み」でも紹介していますが、適用が迫ったこの時期にあらかじめ確認・復習いただき、四半期決算短信や半期報告書の作成にお役立てください。

II. 1Q・3Q決算短信

(1) 開示内容

1Q・3Q決算短信において開示が義務付けられる事項は次表のとおりです。四半期報告書で開示されていた事項のうち、投資家の需要が特に強いセグメント情報等とキャッシュ・フローに関する注記が追加されています。

また、各社が投資者ニーズを適切に把握し、ニーズのある事

項に関して自発的に開示することが推奨されています。東証の決算短信作成要領に載っている具体例が参考になります。

【開示が義務付けられる事項】

財務諸表	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 連結貸借対照表</li> <li>● 連結損益計算書及び連結包括利益計算書</li> </ul>
注記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 継続企業の前提</li> <li>● 会計方針の変更、会計上の見積りの変更、修正再表示</li> <li>● 四半期特有の会計処理</li> <li>● 株主資本の金額に著しい変動があった場合</li> <li>● <b>セグメント情報等の注記</b></li> <li>● <b>キャッシュ・フローに関する注記</b> (キャッシュ・フロー計算書の開示を省略する場合)</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 経営成績等の概況</li> <li>● 継続企業の前提に関する重要事象等</li> <li>● レビュー報告書 (レビューを受ける場合)</li> </ul>

【投資判断に有用と考えられる情報の具体例】

経営成績等の概況	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 経営管理上重要な指標</li> <li>● 主要な設備や研究開発活動に関する状況</li> <li>● 適時開示を行った事象が決算に与える影響</li> </ul>
財務諸表	<ul style="list-style-type: none"> <li>● キャッシュ・フロー計算書</li> </ul>
注記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 貸借対照表・損益計算書関係</li> <li>● 金融商品・有価証券・デリバティブ関係</li> <li>● 重要な後発事象</li> </ul>

【新制度の適用時期】

▼新制度適用

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
1月期		1Q (旧制度)			2Q (新制度)			3Q (新制度)			
2月期			1Q (旧制度)		2Q (新制度)			3Q (新制度)			
3月期	期末		1Q (新制度)			2Q (新制度)					
4月期		期末		1Q (新制度)			2Q (新制度)				
5月期			期末		1Q (新制度)			2Q (新制度)			
6月期	3Q (旧制度)			期末		1Q (新制度)					
7月期		3Q (旧制度)		期末			1Q (新制度)				
8月期			3Q (旧制度)		期末			1Q (新制度)			
9月期	2Q (旧制度)			3Q (新制度)							
10月期		2Q (旧制度)		3Q (新制度)							
11月期			2Q (旧制度)		3Q (新制度)						
12月期	1Q (旧制度)			2Q (新制度)			3Q (新制度)				

## (2) 四半期財務諸表等の作成基準

1Q・3Q決算短信に添付する四半期財務諸表等は、ASBJが公表する「四半期財務諸表に関する会計基準」及び同適用指針に準拠して作成することになっており、旧制度から変更ありません。したがって、年度の財務諸表等に比べて簡便的な会計処理や四半期特有の会計処理を採用するなど、従来の作成実務を踏襲することができます。

この四半期会計基準に規定されているすべての注記事項を作成（すなわち旧制度における四半期報告書と同水準の四半期財務諸表等を作成）する場合は「適正表示」の枠組みとなります。一方、前掲した開示が義務付けられる事項以外の事項について記載を省略する場合は「準拠性」の枠組みとなります。いずれの枠組みも適用できますが、「準拠性」の枠組みを適用しつつ省略可能な事項を任意で開示する場合は、四半期会計基準に準拠して作成する必要がある点に留意してください。

## (3) 監査人によるレビュー

1Q・3Q決算短信に添付する四半期財務諸表等について、監査人によるレビューは原則任意ですが、直近で無限定適正意見（結論）以外の場合や内部統制に開示すべき重要な不備がある場合には、信頼性確保の観点からレビューが義務付けられます。任意又は義務でレビューを受ける場合の監査人は年度と同一であることが必要です。

## (4) 開示のタイミング

決算日から45日以内で決算の内容が定まった時点又はレビューが義務付けられている企業においてはレビューが完了した時点で開示することが原則とされています。

任意でレビューを受ける場合、決算の内容が定まった時点とレビュー完了前とするか完了次第とするかは各社が判断します。前者の方法を採用する場合、以下の対応が必要となる点に留意してください。

- 1回目の開示におけるサマリー情報の特記事項に、レビュー完了後にレビュー報告書を添付した1Q・3Q決算短信を開示する旨及び開示予定日を記載
- レビュー完了後に1回目の開示からの変更の有無等を説明した頭紙及びレビュー報告書を添付した1Q・3Q決算短信を開示

## III. 2Q決算短信・半期報告書

### (1) 開示内容、中間財務諸表等の作成基準

四半期報告書の開示義務が残る2Q（中間）は、2Q決算短信と半期報告書を決算日から45日以内に開示します。2Q決算短信は法定開示に対する速報という位置付けを維持し、以下の取り扱いとされています。

- 開示内容は旧制度から変更なし（1Q・3Qのような開示の義務付けはなく、速報性と投資者ニーズを踏まえて各社が判断）
- 中間財務諸表等は半期報告書と同様に「中間財務諸表に関する会計基準」に準拠して作成（前掲した1Q・3Qの作成基準や枠組みは適用しない）
- 監査人によるレビューの対象外（前掲したレビューが義務付けられる場合も同様）

中間会計基準は基本的に四半期会計基準の会計処理に関する定めを引き継いでいますが、期首から6ヶ月間を1つの会計期間とすることに伴い差異が生じる可能性がある次の項目について個別に取り扱いを定めています。

#### ① 原価差異の繰延処理

四半期会計基準の取扱いを踏襲し、四半期特有の処理として規定されている原価差異の繰延処理が容認されます。

#### ② 子会社を取得・売却した場合等のみなし取得日・売却日

改正後の金融商品取引法においては、四半期報告書制度の廃止により四半期決算日も廃止されますが、みなし取得日の決算日等に、期首、中間会計期間の末日のほか、その他の適切に決算が行われた日（四半期会計基準における四半期決算日等）が含まれます。

#### ③ 有価証券の減損処理に係る中間切放し法

#### ④ 棚卸資産の簿価切下げに係る切放し法

期首から6ヶ月間を1つの会計期間とする中間切放し法及び中間洗替え法を選択適用できます。また、四半期切放し法と中間切放し法では会計処理の結果が異なるため、四半期切放し法が継続して適用可能となる経過措置が設けられます。

### 【有価証券の減損処理に係る四半期切放し法と中間切放し法】

（前提：前期末の帳簿価額100円、1Q末・2Q末いずれの時点においても時価が回復する見込みなし、税効果は考慮しない）

決算	時価	四半期切放し法			中間切放し法		
1Q末	20円	投資有価証券評価損	/	その他有価証券 80円	仕訳なし		
2Q末	30円	その他有価証券	/	評価差額金 10円	投資有価証券評価損	/	その他有価証券 70円
<b>PL計上額</b>		<b>80円</b>			<b>70円</b>		

- ⑤ 一般債権の貸倒見積高の算定における簡便的な処理
- ⑥ 未実現損益の消去における簡便的な処理

四半期決算日が廃止されるため、四半期会計基準で認められていた前四半期の決算において算定した基準等を使用できるとする取扱いは、決算日以外の特定の日に算定した実績率等を使用することとなりますが、従来の四半期での実務が継続して適用可能となる経過措置が設けられます。

## (2) 適用初年度の取扱い

中間会計基準は基本的に四半期会計基準等の会計処理に関する定めを引き継いでおり、差異が生じるものについては従来の四半期での実務が継続して適用可能となる取扱いを定めていることから、企業が自主的に前年度の四半期において適用した会計方針と異なる会計方針を採用しない限り、遡及適用に伴う実務負担は増えないと考えられます。遡及適用による比較可能性の高まりと実務負担を踏まえ、適用初年度においては、開示対象期間の中間財務諸表等について中間会計基準を遡及適用します。

なお、従来作成していた財務諸表（四半期財務諸表）と異なる種類の財務諸表（中間財務諸表）を新たに作成することになるため、適用初年度において従前と異なる会計方針を採用する場合には、会計方針の変更には該当せず、新たな会計方針を採用することになります。

Seiwa Newsletter に関するご質問等は、当法人ウェブサイトの「お問い合わせ」フォームにてお願いいたします。  
<https://www.rsm.global/japan/audit/ja/contact>